

農薬取締法に基づく届出と異なる方法で大原パラジウム化学株式会社及び大塚化学株式会社が製造した展着剤（てんちゃくざい）の農薬登録失効に係る公告について

大原パラジウム化学株式会社（京都府京都市）及び大塚化学株式会社（大阪府大阪市）がそれぞれ農薬登録を取得している「パンガード KS-20」及び「ホールドガード」については、製造方法が変更されていることが確認されたことから、これらの農薬については、農薬取締法第 6 条の 5 の規定に基づき農薬登録を失効し、本日(22 日)、同法第 6 条の 7 の規定に基づき、その旨公告しましたのでお知しせします。なお、当該資材の使用により、人や魚類の健康に影響を与える可能性は低いものと判断します。

1 経緯

大原パラジウム化学株式会社が製造・販売している「パンガード KS-20」（商品名）は、展着剤として農薬登録があるが、農薬登録時の届出と異なる方法で製造を行っているという情報が寄せられことを受け、同社の工場に対し、農薬取締法第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を行いました。

立入検査の際に収去した当該製品を分析したところ、有効成分であるポリオキシエチレン脂肪酸エステル含有量が、農薬登録時の届出にある 20%と比較し、約半分の 8.5～9.3%であること、並びに製造過程で含有の可能性がないオレイン酸及びモルホリンが 1%程度混入していることが確認されたことから、農林水産省は大原パラジウム化学株式会社に対し報告書の提出を命じました（8 月 15 日付プレスリリース参照）。また、パンガード KS-20 と同一の製剤（商品名：ホールドガード）を製造・販売している大塚化学株式会社に対し、製造方法が変更された経緯や再発防止策等について、8 月 22 日付で報告書の提出を命じました。

その結果、大原パラジウム化学株式会社より提出された報告書から、長期間にわたり製造方法を変更していたことが判明し、また、大塚化学株式会社より提出された報告書から、登録と異なる製造方法で製造された製品を出荷していたことが判明しました。

2 措置

これらの結果を踏まえ、「パンガード KS-20」及び「ホールドガード」については、同法第 6 条の 5 の規定に基づき農薬登録を失効し、本日(22 日)、同法第 6 条の 7 の規定に基づき、その旨公告しました。

3 製品の取扱いについて

混入が認められた成分について、オレイン酸は食用油中にも含まれる成分であり、モルホリンは危険物Ⅳ類（引火性）に該当するものの、その混入量や当該製品の使用方法（希釈倍数）から判断して、人や魚類の健康に影響を与える可能性は低いものと判断します。

しかしながら、当該資材については、使用基準(ラベル)に従って使用する限り安全性上の問題はないものの、登録上の有効成分含有量及び成分組成を満たしておらず、効果等の品質を保証しているものではないことから、本剤を使用しないよう注意願います。

なお、万が一、当該農薬を農作物へ使用した場合においても、使用基準(ラベル)に従い使用する限りは農薬取締法違反とはならず、農作物への安全性に問題が生ずるものではありません。

当該農薬については、現在、販売者により製品の回収が行われているところです。購入者におかれましては、回収の要請があった際には、速やかに回収へのご協力をお願いします。

回収に係る手続きにつきましては、大原パラジウム化学株式会社及び大塚化学株式会社のホームページをご参照下さい。

関連リンク

- ・「農薬取締法に基づく届出と異なる方法で大原パラジウム化学株式会社が製造した展着剤（てんちゃくざい）に係る報告徴収について」（平成20年8月15日プレスリリース）

お問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：指導班・仲田、坂口

代表：03-3502-8111（内線4500）

ダイヤルイン：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>